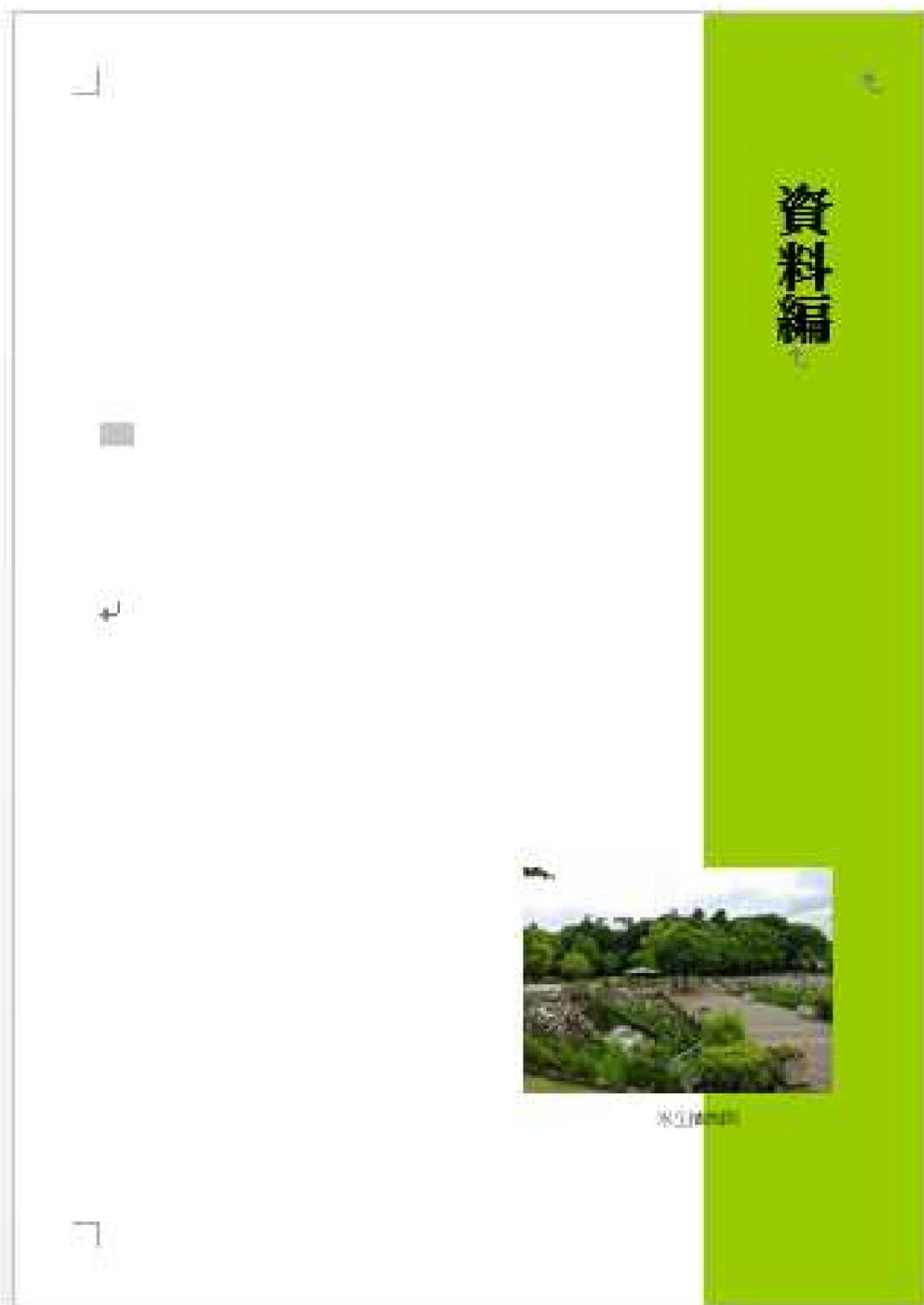
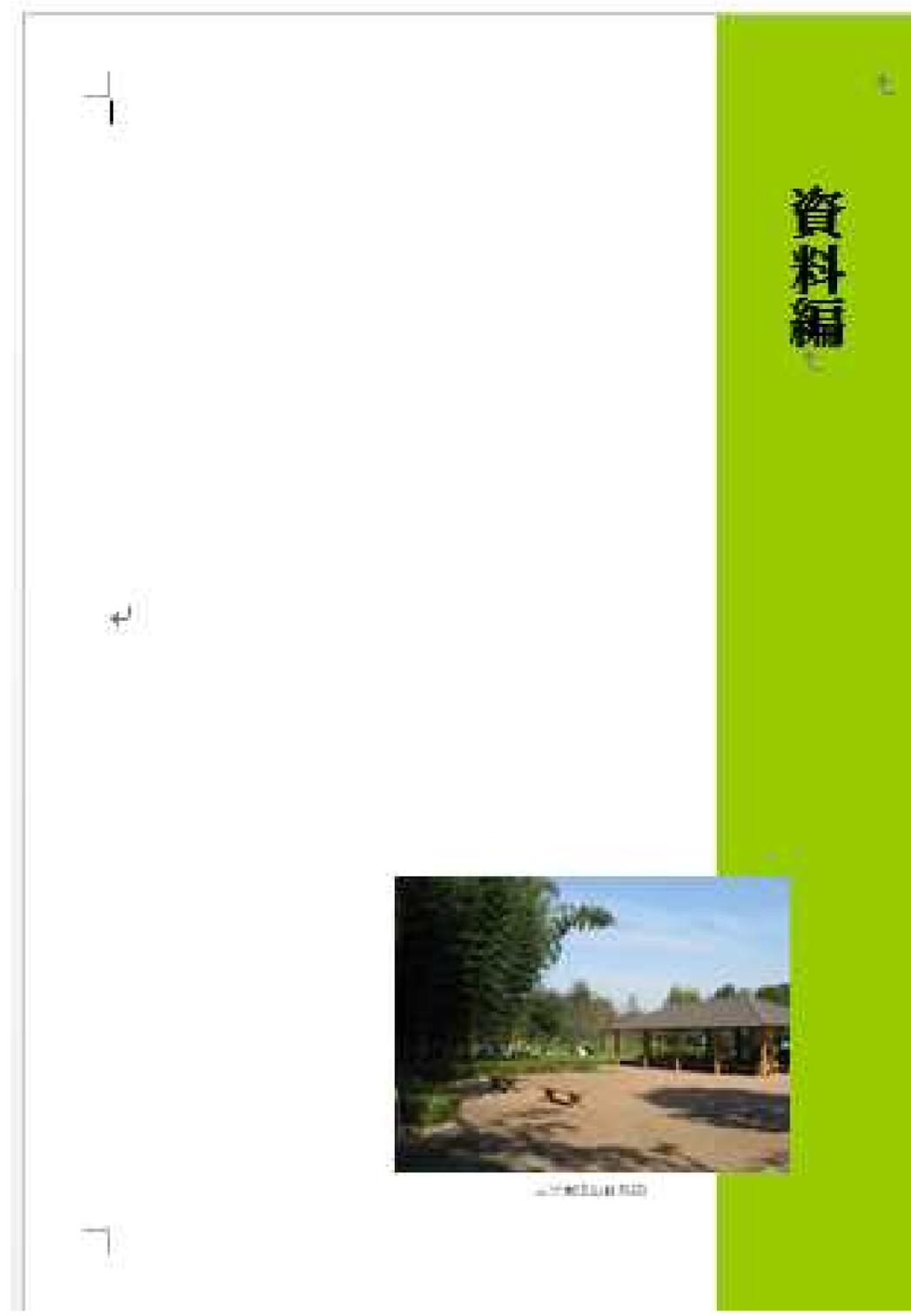


新



旧



新	旧	主な変更点等
<div data-bbox="103 235 1062 1352" style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">野環環第121号 令和2年7月8日</p> <p>野田市環境審議会 委員長 菊池喜昭様</p> <p style="text-align: center;">野田市長 鈴木有</p> <p style="text-align: center;">諮問書</p> <p>野田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>1 諮問事項 野田市環境基本計画の策定について</p> <p>2 諮問趣旨 野田市では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで山積しており、環境をめぐる問題に対応すべく、平成23年3月に環境基本計画を策定し、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6つの基本方向と4つの重点施策を掲げて、施策を展開しております。 さらに平成29年3月には各施策の進行状況を考慮し中間見直しを行ったところです。 本計画は、令和2年度を目標年度としており、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から見直しを行います。 つきましては、野田市環境基本計画の見直しについて諮問しますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p> </div>	<div data-bbox="1181 235 2160 1369" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">野環環第387号 平成28年11月29日</p> <p>野田市環境審議会 委員長 菊池喜昭様</p> <p style="text-align: center;">野田市長 鈴木有</p> <p style="text-align: center;">野田市環境基本計画の見直しについて（諮問） 野田市環境審議会条例第2条に基づき、下記の事項について諮問いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 諮問事項 野田市環境基本計画の見直しについて</p> <p>2 諮問趣旨 野田市では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで山積しており、環境をめぐる問題に対応すべく、平成23年3月に環境基本計画を策定し、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6つの基本方向と4つの重点施策を掲げて、施策を展開しております。 本計画は、平成32年度を目標年度としており、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から見直しを行います。 つきましては、野田市環境基本計画の見直しについて諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p> </div>	

新

旧

平成29年 3月31日

野田市長 鈴木 有 様

野田市環境審議会  
委員長 菊池 喜昭

野田市環境基本計画の見直しについて（答申）

平成28年11月29日付け野環環第387号で諮問のありました「野田市環境基本計画」の見直しについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添の野田市環境基本計画（改訂案）のとおり答申します。

なお、本計画に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう求めます。

新

環境審議会委員名簿

(令和 年 月 日現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	菊池善昭	委員長
	鍛冶利幸	
	関根理恵	
	浅野幸男	
	鈴木隆一	
	島田ゆかり	
商工団体を代表する者	香西隆一郎	副委員長
	竹澤治美	
農業団体を代表する者	堀岡 隼	
労働団体を代表する者	横山幸男	
自然保護団体を代表する者	山中啓司	
女性団体を代表する者	五百川 和家恵	
公募に応じた市民	上口清彦	
公募に応じた市民	添野 博	

(順不同・敬称略)

旧

環境審議会委員名簿

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	菊池善昭	委員長
	鍛冶利幸	
	関根理恵	
	浅野幸男	
	金本秀之	
	島田ゆかり	
商工団体を代表する者	今井泰彦	副委員長
	竹澤浩美	
農業団体を代表する者	石山正剛	
労働団体を代表する者	関口一郎	
その他市長が必要と認めた者	五百川 和家恵	
	山中啓司	
公募に応じた市民	上口清彦	
	添野 博	

(順不同・敬称略)

新

## 野田市環境基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

### (環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況等を公表するものとする。

### (環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 環境の保全に関する長期的な目標
  - 環境の保全に関する施策の方向
  - 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が配慮されるように努めるものとする。
- 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ野田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

旧

## 野田市環境基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

### (環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況等を公表するものとする。

### (環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 環境の保全に関する長期的な目標
  - 環境の保全に関する施策の方向
  - 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が配慮されるように努めるものとする。
- 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ野田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

◇変更なし

新	旧	
<p>〃  <b>(市の施策の策定等に当たっての配慮)</b>〃  第9条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。〃  〃  <b>(環境の保全上の支障を防止するための規制)</b>〃  第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。〃  2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全に関する協定の締結)</b>〃  第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)</b>〃  第12条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)</b>〃  第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。〃  2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。〃  〃  <b>(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)</b>〃  第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。〃  2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全に関する学習の推進)</b>〃  第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。〃  〃  <b>(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)</b>〃  第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。〃  〃  <b>(情報の提供)</b>〃  第17条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。〃  〃  <b>(監視等の実施)</b>〃  第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の実施に努めるものとする。〃  〃  <b>(地球環境保全の推進)</b>〃  第19条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。〃  〃  <b>(環境の保全の推進体制の整備)</b>〃  第20条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。〃  〃  <b>(他の地方公共団体との協力)</b>〃  第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。〃  〃  附 則〃  この条例は、公布の日から施行する。〃</p>	<p>〃  <b>(市の施策の策定等に当たっての配慮)</b>〃  第9条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。〃  〃  <b>(環境の保全上の支障を防止するための規制)</b>〃  第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。〃  2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全に関する協定の締結)</b>〃  第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)</b>〃  第12条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)</b>〃  第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。〃  2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。〃  〃  <b>(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)</b>〃  第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。〃  2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。〃  〃  <b>(環境の保全に関する学習の推進)</b>〃  第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。〃  〃  <b>(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)</b>〃  第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。〃  〃  <b>(情報の提供)</b>〃  第17条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。〃  〃  <b>(監視等の実施)</b>〃  第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の実施に努めるものとする。〃  〃  <b>(地球環境保全の推進)</b>〃  第19条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。〃  〃  <b>(環境の保全の推進体制の整備)</b>〃  第20条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。〃  〃  <b>(他の地方公共団体との協力)</b>〃  第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。〃  〃  附 則〃  この条例は、公布の日から施行する。〃</p>	

新

### 環境基準等

- ① 大気汚染
  - ア 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/rd以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/rd以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。

- ※1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをなさないよう努めるものとする。
- 4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

- イ 二酸化窒素に係る千葉県目標値
  - 日平均値の年間98%値が0.04ppm

- ② 水質汚濁

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より抜粋〕

- ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ぼう素	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	-	-

旧

### 市民等意識調査結果

#### 1 調査の目的

市民、小中学生及び事業者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の目的は、地域住民の環境に対する認識や意見、要望、環境行政へのニーズ、あるいは取組状況等を把握し、本計画づくりに反映するとともに、本計画の周知と計画づくりへの参加意識の高揚を図ることを目的としています。

#### 2 調査の概要

アンケート調査の対象、期間、調査方法等は、次のとおりです。

アンケート調査の概要

調査対象	市民アンケート	小中学生アンケート	事業者アンケート
	満20歳以上の男女	市内の小学校5年生及び中学校2年生	市内の事業者
調査期間	平成21年11月	平成21年11月	平成21年11月
配布数	2,000人	2,701人	300社
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全員対象	事業所リストによる無作為抽出
調査方法	アンケート郵送配布・郵送回収法(自記式・無記名)	学校へ配布し、クラス毎に配布・回収	アンケート郵送配布・郵送回収法(自記式・無記名)

#### 3 回収率

アンケート調査の回収率は、次のとおりです。

アンケート回収率

対象	配布数	有効回答数	回収率
市民	2,000人	821人	41.1%
小学生・中学生	2,701人	2,539人	94.0%
事業者	300社	117社	39.0%

◇第3章に掲載があり重複するため掲載しない

新

旧

イ 生活環境の保全に関する環境基準

⊕ 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l以下	25 mg/l以下	7.5 mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l以下	25 mg/l以下	7.5 mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l以下	25 mg/l以下	5 mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l以下	50 mg/l以下	5 mg/l以上	-
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l以下	100 mg/l以下	2 mg/l以上	-
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/l以上	-

4 アンケート調査結果

1. 市民アンケートの結果

問1 あなた自身のことについて、お尋ねします。該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

(1) 性別

性別	人数	比率
男	378人	46.0%
女	426人	51.9%
無回答	17人	2.1%
合計	821人	100.0%

(2) 年齢層

年齢	人数	比率
20歳代	86人	10.5%
30歳代	110人	13.4%
40歳代	138人	16.8%
50歳代	144人	17.5%
60歳代	233人	28.4%
70歳代以上	99人	12.1%
無回答	11人	1.3%
合計	821人	100.0%

(3) 職業

職業	人数	比率
自営業	82人	10.0%
会社員・公務員	250人	30.4%
専業主婦	156人	19.0%
パート・アルバイト	128人	15.6%
学生	13人	1.6%
無職	159人	19.4%
その他	22人	2.7%
無回答	11人	1.3%
合計	821人	100.0%

(4) 居住年数

居住年数	人数	比率
3年未満	61人	7.4%
3年以上～5年未満	44人	5.4%
5年以上～10年未満	44人	5.4%
10年以上～20年未満	139人	16.9%
20年以上～30年未満	183人	22.3%

新

旧

④ 土壌の汚染に係る環境基準

【土壌の汚染に係る環境基準について】(平成3年8月23日環境庁告示第46号)より抜粋

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 環境上の条件 (Environmental Conditions). Lists various pollutants like Cadmium, Lead, and various pesticides with their respective limits.

騒音に係る環境基準

【騒音に係る環境基準について】(昭和46年5月25日閣議決定)より抜粋

ア 騒音に係る環境基準と地域類型指定

Table with 3 columns: 地域の種類 (Area Type), 時間区分 (Time Division) with sub-columns for Day and Night, and 該当地域 (Designated Area). Lists area types AA, A/B, and C with their noise limits and corresponding designations.

Table with 3 columns: 年次 (Year), 人数 (Number of People), and 比率 (Ratio). Shows survey results for age groups: 30 years and over, 40 years and over, no answer, and total.

(5) 居住地区

Table with 3 columns: 居住地区 (Residential Area), 人数 (Number of People), and 比率 (Ratio). Lists various residential areas like 中央, 東部, 南部, etc., with their respective counts and percentages.

問2 野田市の環境の現状についてお尋ねします

2-1 野田市全般の環境について、該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

野田市全般の総合的な環境の評価としては、「満足」「やや満足」と「不満」「やや不満」という回答がほぼ同程度となっています。

(%)

Table titled '野田市全般の環境についての満足度' showing satisfaction levels: 満足 (4.6%), やや満足 (38.2%), やや不満 (31.8%), 不満 (11.2%), わからない (7.2%), 無回答 (9.0%).

2-2 野田市全般の環境について、下表の1~15の設問項目ごとに該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

「満足」と「やや満足」の比率が高いものとしては、「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」など大気環境や騒音、「緑や土との触れ合い」や「緑の豊かさ」などの緑化や土壌環境、「野鳥等との親しみ」や「自然景観」、「文化財」など、自然景観や文化財の豊かさなど、野田市の良好な自然環境を反映した項目が挙がっています。

一方、「川や沼のきれいさ」や、「まちの清潔さ」、「町並みの美しさやゆとり」、「街路の快適さ」、「広場のゆとり」などでは、「不満」や「やや不満」の比率が高く、水環境や町並みなどに関する項目が挙がっています。

新

旧

AA類型については、本市はあてはめていない。

イ 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

⑥ 特定工場等の騒音規制基準（市条例）

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前8時から午後7時まで	朝夕 午前8時から8時まで及び午後7時から10時まで	夜間 午後10時から翌朝の午前6時まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び第1特別地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域(ただし第1特別地域を除く) 第2特別地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域(ただし第1特別地域及び第2特別地域を除く) 工業専用地域(ただし第2特別地域を除く)	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

※1 第1特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

※2 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、かつ、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

(%)

設問項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
1 空気のきれいさ	19.6	51.6	18.9	4.9	2.8
2 川や沼のきれいさ	3.7	30.6	35.2	19.1	8.3
3 まちの清潔さ	2.9	35.1	42.6	14.4	2.1
4 まちの静けさ	12.9	48.7	23.4	9.9	1.8
5 緑との触れ合い	23.3	50.2	16.9	3.7	3.2
6 水辺との触れ合い	10.0	36.2	28.3	9.6	12.4
7 土との触れ合い	16.4	44.7	20.8	4.5	10.4
8 野鳥等との親しみ	14.7	44.9	17.1	5.6	14.0
9 自然景観の楽しみ	12.4	45.3	24.4	9.0	4.5
10 町並みの美しさ	3.4	25.0	44.5	18.1	5.2
11 町並みのゆとり	3.9	27.4	38.6	18.5	7.7
12 緑の豊かさ	18.1	48.5	22.7	4.8	2.3
13 街路の快適さ	2.9	22.9	40.0	28.3	3.3
14 広場のゆとり	4.9	31.9	34.0	18.1	7.5
15 神社など文化財の豊かさ	8.9	43.4	22.2	6.5	16.0

問3 あなた自身が関心のある環境問題についてお尋ねします。新聞記事やニュースなどで、注目している事項は何ですか。下の1～18の中から該当する答えを順に二つ選び、その番号を記入してください。

回答の上位2項目は、最近の環境問題として喫緊の課題である「地球環境問題」を選択している人が多いことから、地球環境問題への市民の関心の高さが見受けられます。

次いで、「ごみ問題・資源のリサイクル」や「エネルギー問題」などが比較的高比率を占めており、報道の頻度にもよると思われませんが、緊急性のある課題や自分の身近な問題に関心が向いています。

一方、「地域での環境ボランティア活動」や「町並み景観」など、環境美化に対する意識は低く、また、「熱帯林・野生生物種の減少」や「身近な動物や植物の生息・生育環境に関する問題」などへの関心も低くなっています。

(%)

順位	環境問題	割合
第1位	地球環境問題（地球温暖化、二酸化炭素の排出抑制等）	50.5
第2位	ごみ問題・資源のリサイクル	24.7
第3位	エネルギー問題（原油枯渇、自然エネルギーの活用等）	18.6
第4位	開発等による自然の減少に関する問題	12.4
第5位	有害化学物質（ダイオキシン類等）による人体への影響	11.6

新

旧

⑦ 特定工場等の振動規制基準（市条例）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8時から午後 7 時まで	夜間 午後 7時から翌日の 午前 8時まで
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

(%)

優先順位：市民の関心の低い環境問題（複数回答）

第 1 位	ISO14000 シリーズ（環境管理・監査の国際規格）や環境監査に関する取組	1.5
第 2 位	熱帯林・野生生物種の減少	3.3
第 3 位	身近な動物や植物の生息・生育環境に関する問題	4.8
第 4 位	清掃、緑化、リサイクル活動等の地域環境ボランティアの活動	5.1
第 5 位	町並み景観、都市景観に関する問題	5.4

問4 野田市の望ましい環境像についてお尋ねします。

4-1 野田市の望ましい環境像には、どのような言葉がふさわしいとお考えですか。下の1～10の中から該当する答えを三つ選び、その番号に○印を付けてください。

野田市全体の望ましい環境像として、「人と自然との共生」が第1位であり、次いで「緑豊かな環境」が上位に挙がっており、人と自然との関連が十分認識されています。

また、「魅力ある産業と快適な環境の調和」については、比較的上位に位置している点が注目されるため、良好な環境の保全を進めるとともに、産業の発展や都市整備への取組を多くの市民が望んでいます。

一方、「美しい自然景観の保全」や「美しい町並みの景観」などは比較的低い比率となっています。

(%)

野田市全域の望ましい環境像（複数回答）

1 人と自然との共生	46.5
2 緑豊かな環境	43.6
3 魅力ある産業と快適な環境の調和	35.4
4 広場や公園などが整備された環境	27.4
5 歴史的・文化的資源の保全	26.3
6 きれいな水（美味しい水も含む）	24.0
7 美しい自然景観の保全	23.1
8 美しい町並みの景観	21.7
9 すがすがしい空気	20.6
10 快適な水辺環境	13.2
11 無回答	2.9

4-2 あなたがお住まいになっている地区（お住まいの町内環境）の望ましい環境像にはどのような言葉がふさわしいとお考えですか。下の1～10の中から該当する答えを三つ選び、その番号に○印を付けてください。

回答者の居住地区における望ましい環境像として、「緑豊かな環境」や「人と自然との共生」など、人と自然との関連が上位に挙がっており、自分の身近な地域環境も野田市全体の環境もほぼ同様な結果となっています。

新

旧

⑧ 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1号規制基準 (ppm)	2号規制 排出口の基準	3号規制 排水の規制	におい	おもな発生源
アンモニア	1	○	○	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	○	○	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01	○	○	腐ったキャベツのようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009	○	○	腐ったキャベツのようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	0.005	○	○	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	○	○	刺激的な香ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
ステレン	0.4	○	○	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	0.08	○	○	刺激的な甘酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	○	○	汗ぐさいにおい	産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	○	○	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
イソ吉草酸	0.001	○	○	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○	刺激的な甘酸っぱい臭げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレアルデヒド	0.009	○	○	むせるような甘酸っぱい臭げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレアルデヒド	0.009	○	○	むせるような甘酸っぱい臭げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	○	○	刺激的な発酵したにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	○	○	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	○	○	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10	○	○	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	1	○	○	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

臭気強度（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいか判る弱いにおい（認知閾値濃度）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

一方、「魅力ある産業と快適な環境の調和」などを挙げる市民が少ない点は、野田市全体の環境と自分の身近な地域環境への要望としての市民意識が異なる様子がうかがえます。

(%)

居住地区周辺の望ましい環境像（複数回答）

1 緑豊かな環境	51.0
2 人と自然との共生	40.1
3 広場や公園などが整備された環境	38.0
4 すがすがしい空気	34.5
5 美しい町並みの景観	26.4
6 美しい自然景観の保全	23.8
7 きれいな水（美味しい水も含む）	21.7
8 魅力ある産業と快適な環境の調和	16.2
9 快適な水辺環境	14.1
10 歴史的・文化的資源の保全	12.2
11 無回答	2.2

問5 環境問題への取組についてお尋ねします。野田市が環境を保全するためには、市、事業者、そして私たち市民は、具体的にどのような取組をすれば良いとお考えですか。

5-1 市に環境問題として取り組んでほしいことは何ですか。下の1～20の中から該当する答えを二つ選び、その番号を記入してください。

回答の第1位は、「駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止」であり、次いで「自然環境の保全」、「適正な土地開発の誘導」、「ごみ処理施設等の環境問題の解決」、「川や水路等の水質汚濁対策」などが上位に挙がっています。

多くの市民が、環境マナーの向上や自然環境の保全、川や水路等の水質汚濁対策などを、野田市の大きな課題として捉えています。

(%)

優先順位：野田市に取り組んでほしい環境問題（複数回答）

第1位	駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止	21.6
第2位	自然環境の保全	17.4
第3位	適正な土地開発の誘導	16.0
第4位	ごみ処理施設等の環境問題の解決	15.5
第5位	川や水路等の水質汚濁対策	14.7

5-2 企業（事業者）に環境問題として取り組んでほしいことは何ですか。下の1～16の中から該当する答えを二つ選び、その番号を記入してください。

周辺企業に期待する取組としては、「大気汚染の調査と防止対策」が第1位であり、次いで「水質汚濁の調査と防止対策」、「地球温暖化問題への取組」、「省エネルギー・リサイクルへの取組」などが上位に挙がっており、公害対策や地球温暖化問題に対して適切な対応が求められています。また、廃棄物の適正な処理なども上位に挙げられています。

新

⑩ 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数	
	排出口	敷地境界	排出口	敷地境界
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	500程度	15程度	27程度	12程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000程度	20程度	30程度	13程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000程度	25程度	33程度	14程度

⑪ 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

旧

優先順位：市内の周辺企業に取り組んでほしい環境問題（複数回答） (%)

第1位	工場等を発生源とする大気汚染の調査と防止対策	28.4
第2位	工場等を発生源とする水質汚濁の調査と防止対策	23.3
第3位	地球温暖化問題への取組	21.0
第4位	省エネルギー・リサイクルへの取組	20.0
第5位	事業所等から出る廃棄物の適正な処理	18.6

5-3 あなた自身が日ごろから「地域」で環境にやさしい行動として、取り組んでいることは何ですか。下の1～6の中から取り組んでいるものすべての番号に○印を付けてください。

自分自身が日ごろから「地域」で行っている環境にやさしい行動としては、「資源回収やリサイクル活動に参加している」が第1位であり、次いで「環境について、家族と話している」、「身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている」、「快適な環境づくり」などが挙げられており、ごみの減量化や良好な環境づくりなどへの積極的な姿勢が見られます。

(%)

自分自身が日頃から「地域」で取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）		
1	資源回収などのリサイクル活動に参加している（フリーマーケット、空き缶・ビン・新聞紙等の回収への協力等）	77.0
2	野田市の環境について、家族と話している	29.1
3	身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている	22.3
4	快適な環境づくり（例えば、清掃活動、花いっぱい運動等）に参加している	21.2
5	野田市の自然環境について学習している	4.5
6	環境カウンセラーなど環境に関するボランティア活動に参加している	1.0
7	無回答	9.3

5-4 あなた自身が日ごろから「家庭」で環境にやさしい行動として、取り組んでいることは何ですか。下の1～18の中から取り組んでいるものすべての番号に○印を付けてください。

自分自身が日ごろから「家庭」で行っている環境にやさしい行動としては、「資源回収」が第1位であり、次いで「照明やテレビなどはこまめに消している」、「使い終わった油などは排水口に流さないようにしている」、「買物にはマイバッグを使用している」、「調理や料理を工夫し、食べ残さないよう適量に作る」、「家電機器は省エネルギー型の商品を購入する」などが挙げられており、ごみの減量化や水質汚濁対策、節水・節電など、環境問題に対する積極的な姿勢が見られます。

新

旧

(%)	
自分自身が日頃から「家庭」で取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）	
1新聞紙やチラシ、段ボール、紙箱、雑誌などは分別して、資源回収に出している	89.2
2照明やテレビなどはこまめに消している	78.0
3使い終わった油などは排水口に流さないようにしている	73.3
4冷暖房の温度設定はこまめに行い、極力使わない	65.8
5買物にはマイバッグを使用し、過剰な包装は断り、簡易包装を依頼する	63.3
6調理や料理を工夫し、食べ残さないよう適量に作る	53.0
7テレビや洗濯機、冷蔵庫、エアコンなどの家電機器は省エネルギー型の商品を購入する	45.0
8お風呂は間をあけずに続けて入っている	40.3
9使い捨て商品は、なるべく買わないようにしている	36.5
10節水こまを使用したり、水道の元栓を閉めるなど、水を無駄に使わないようにしている	30.1
11洗濯をする時の洗剤は適量に使用し、できるだけ合成洗剤は使わないようにしている	24.5
12自動車よりもバスや電車などの公共交通機関を利用する	18.9
13リサイクル商品やエコマークやグリーンマークなどの表示がある商品を購入する	16.9
14エコキュート、エコウィルなどの省エネルギータイプの機器を使用している	12.4
15太陽熱温水器や太陽光発電など、自然エネルギーを使用している	7.1
16その他	8.5
17心がけていない	1.3
18わからない	0.9
19無回答	2.4

## 2. 小学生・中学生アンケートの結果

問1 あなたが生活している身のまわりの環境について、どのように思いますか。下の1～9の項目ごとに、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」「わからない」の五つの中からあてはまる答えを一つ選んで、その番号に○印を付けてください。

身の回りの環境について、「川や池の水のきれいさ」に関しては不満感を持っていますが、その他については半数以上が満足しており、自然環境や緑、公園、交通機関などの環境については好印象となっており、大人とほぼ同傾向となっています。

新

旧

(%)

野田市の環境の現状についての満足度					
設問項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
1 空気のきれいさ	13.4	40.3	21.1	7.3	17.6
2 川や池の水のきれいさ	4.7	20.7	33.4	26.7	14.0
3 山や田んぼ、畑などの緑地のゆたかさ	23.4	36.0	18.3	7.9	13.6
4 鳥や魚、虫などの生き物との触れ合い	20.8	33.5	21.0	9.3	14.5
5 町並みやけしきのうつくしさ	15.3	37.4	22.7	10.4	13.4
6 商店街やまちの便利さ	23.8	34.4	18.2	12.2	10.4
7 事故や災害がなく安心して暮らせること	26.5	34.0	18.5	9.8	10.4
8 公園や遊び場などの利用のしやすさ	28.0	34.8	18.2	10.7	7.6
9 電車やバスの利用のしやすさ	30.2	35.7	13.4	8.2	12.2

問2 あなたは野田市の環境をもっと良くするためには、何をすればよいと思いますか。  
 下の1～13の中から、あてはまる答えを三つ選んで、その番号に○印を付けてください。

小中学生は、水のきれいなまち、公害のないまち、自然と触れ合えるまち、多くの動植物が生息・生育しているまちなどを求めています。

(%)

野田市が取り組むべき課題（複数回答）	
1 川や用水路の水の汚れをなくすこと	41.7
2 お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること	32.5
3 自動車の排気ガスや騒音などの公害をなくすこと	32.1
4 生き物のすみかを守り、鳥や虫などが住めるようにすること	31.0
5 みどりや水辺をつくり、自然と触れ合えるようにすること	30.4
6 道路や公園・広場などのごみをなくすこと	30.1
7 公園や広場をつくり、遊び場をふやすようにすること	21.2
8 いやな臭いをなくすこと	19.3
9 市の環境をみんなで勉強し、みんなで良い環境を守っていくこと	17.3
10 電車やバスなどをふやして、交通が便利になるようにすること	16.1
11 外でたくさんのごみを燃やさないようにすること	15.3
12 建物などのまちなみを美しくすること	13.8
13 工事現場や工場などからの騒音や振動を少なくすること	10.5

新

旧

問3 あなたは、地球環境問題に対し、環境にやさしい行動として取り組んでいることは何ですか。下の1～16の中から、あてはまる答えを選んで、その番号すべてに○印を付けてください。

小中学生の環境マナーについては、学校や家庭における指導が徹底されている効果が見られるため、このような行動が定着することにより将来的にはポイ捨てや不法投棄がなくなることが期待されます。自分自身の日常の行動において、環境に配慮した行動を多くの小中学生が実践していると回答しており、家庭でも環境活動に関わっている様子が見られます。

一方、家庭での環境問題についての話し合いや環境行事への参加、清掃活動などについては、比較的低い比率となっているため、親世代への教育も含めて、今後啓発していくことが必要と思われる。

自分自身の環境にやさしい行動（取組）（複数回答）	
1外出したときのお弁当やおやつなどのごみは、家に持ち帰っている	71.4
2水を無駄に使わないようにしている	82.4
3照明やテレビなどはこまめに消している	56.7
4空き缶、新聞紙やチラシ、段ボール、紙箱、雑誌などのリサイクルに協力している	54.0
5テレビやピアノの音に気をつけ、まわりに迷惑をかけないようにしている	51.9
6冷暖房の温度設定はこまめに行い、極力使わない	45.6
7買物にはマイバッグを使用している	43.7
8お風呂は間をあけずに続けて入っている	40.9
9ごみをできるだけ出さないようにしている	34.7
10使い捨て商品は、なるべく買わないようにしている	30.6
11学校や市内の清掃や美化活動などの行事に参加している（ごみひろい等への参加、環境ポスターへの応募など）	21.5
12家族や友達などと環境問題について話し合っている	11.0
13エコキュート、エコウィルなどの省エネルギータイプの機器を使用している	9.4
14太陽光温水器や太陽光発電など、自然エネルギーを使用している	8.9
15何もしていない	5.5
16その他	2.6

問4 あなたは、市内にいる動物や植物のことなど、環境についてどのような方法で知りますか。下の1～10の中から、あてはまる答えを選んで、その番号すべてに○印を付けてください。

環境に関する情報を、マスコミやインターネットを通じて得ている小中学生が多く、一方で家庭や教室を通じて得ている情報も上位に挙がっています。

新

旧

(%)

環境に関する情報源（複数回答）	
1 テレビ・ラジオ	56.8%
2 授業や先生	43.9%
3 教科書や副読本	41.5%
4 インターネット	34.0%
5 新聞	33.2%
6 家族やしんせき	31.6%
7 友達	23.6%
8 博物館などの展示	20.5%
9 市からのお知らせ（広報紙など）	19.8%
10 雑誌	13.1%
11 無回答	4.5%

小学生・中学生アンケートの回答数内訳

学校名	人数	比率	学校名	人数	比率
中央小	121人	4.8%	二川小	88人	3.5%
宮崎小	93人	3.7%	関宿小	21人	0.8%
東部小	53人	2.1%	関宿中央小	74人	2.9%
南部小	143人	5.6%	第一中	189人	7.4%
北部小	52人	2.0%	第二中	85人	3.3%
川間小	46人	1.8%	東部中	60人	2.4%
福田第一小	22人	0.9%	南部中	246人	9.7%
福田第二小	7人	0.3%	北部中	105人	4.1%
清水台小	71人	2.8%	川間中	97人	3.8%
柳沢小	65人	2.6%	福田中	82人	3.2%
山崎小	68人	2.7%	岩名中	97人	3.8%
岩木小	112人	4.4%	木間ヶ瀬中	120人	4.7%
尾崎小	27人	1.1%	二川中	70人	2.7%
七光台小	86人	3.4%	関宿中	32人	1.3%
二ツ塚小	40人	1.6%			
みずき小	96人	3.8%			
木間ヶ瀬小	71人	2.8%	合計	2,539人	100.0%

新

旧

### 3. 事業者アンケートの結果

問1 貴事業所の概要について、お尋ねします。設問ごとに、該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

#### (1) 事業所の業種

業 種	事業者数	比 率
建設業	22社	18.8%
製造業	49社	41.9%
電気ガス供給業	1社	0.9%
運輸・通信業	9社	7.7%
卸売・小売業	10社	8.5%
飲食店	4社	3.4%
金融・保険業	6社	5.1%
サービス業	6社	5.1%
その他	9社	7.7%
無回答	1社	0.9%
合計	117社	100.0%

#### (2) 事業所の従業員数

人 数	事業者数	比 率
10人未満	46社	39.3%
10～29人	33社	28.2%
30～59人	13社	11.1%
60～99人	7社	6.0%
100～299人	10社	8.5%
300～499人	3社	2.6%
500～999人	2社	1.7%
1000人以上	0社	0.0%
無回答	3社	2.6%
合計	117社	100.0%

#### (3) 事業年数

年 数	事業者数	比 率
1年未満	1社	0.9%
1～5年未満	7社	6.0%
5～10年未満	10社	8.5%
10～20年未満	13社	11.1%
20年以上	84社	71.8%
無回答	2社	1.7%
合計	117社	100.0%

新

旧

問2 近年の社会の環境問題への関心の高まりについてお尋ねします。貴事業所の経営にどのような影響を与えていますか。下の1～6の中から該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

近年の環境問題に対して、「影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない」と回答した事業者が最も多く、事業者の影響に関する問題意識はあるものの、何から対応していけばよいのか判断できない様子も見られるため、環境保全に関する情報の提供が必要と思われる。

一方では、情報の収集や技術開発が行われており、環境に関する前向きな姿勢も見られますが、経営に影響はないと感じている事業者もあり、消極的な捉え方をしている事業者も見られます。

(%)

環境問題全般に関する意識	
1 影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	33.3
2 情報収集や対応を研究している	24.8
3 環境対応型の製品や技術開発を行っている	18.2
4 ビジネスチャンスの1つと考えている	14.5
5 経営に影響はない	8.6
6 その他	1.7
7 無回答	0.9

問3 事業活動に必要な電気や燃料などのエネルギーの消費等についてお尋ねします。環境に与える影響を少なくするための取組として、「ISO14001やEA21（エコアクション21）」（環境マネジメントシステム：EMS）というものがあります。貴事業所では、これに対して、どのようにお考えですか。下の1～5の中から該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

「EMSを取得する必要性を感じない」と回答した事業者が最も多い結果となっていますが、一方では、「EMSをすでに取得し、実施している」と回答した事業者も多く、環境マネジメントシステムが徐々に事業所に浸透してきている様子も見られるため、積極的な情報の提供があれば対応を開始する事業者も増えていくことが予想されます。

(%)

環境マネジメントシステムに対する考え方	
1 EMSを取得する必要性を感じない	33.3
2 EMSをすでに取得し、実施している	23.1
3 EMSには関心があり、取得を検討している	17.1
4 EMSを知らない	17.1
5 その他	8.8
6 無回答	2.6

新

旧

問4 貴事業所の環境に対する考え方についてお尋ねします。下の1～5の中から該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

事業者の環境に対する考え方や取り組み方への姿勢は、概ね評価されます。「日常の事業活動では、環境上問題となることはない」と回答した消極的な事業者は多くありませんでした。事業活動において環境に配慮することは、今後不可欠になってくるものと思われるため、環境に関する取組を行う事業所も増えていくことが期待されます。

(%)

環境に関する考え方	
1 日常的に省エネ、省資源、廃棄物の削減等に配慮している	48.7
2 関係する法律や規則等の基準を守るよう努めている	29.1
3 環境問題は意識しているが、事業所として特別なことはしていない	14.5
4 日常の事業活動では、環境上問題となることはない	6.8
5 その他	0.0
6 無回答	0.9

問5 貴事業所の事業活動に伴う環境への影響についてお尋ねします。建物・施設が、周辺環境へ何らかの影響を与えていると思われる事項について、下の1～13の中から該当するすべての項目を選び、その番号に○印を付けてください。また、対策を施していれば、その対策について( )内に記入してください。

事業者の活動や建物・施設が環境に影響を与えているものとして、事業活動に伴う公害問題への責任意識に多くの回答が得られており、また、最近問題とされている地球温暖化などの地球環境問題等に対しても、注目している様子が見られます。

(%)

事業活動が周辺に及ぼす影響（複数回答）	
1 騒音・振動	29.9
2 水質汚濁	16.2
3 煙や粉じんを含む大気汚染	14.5
4 燃焼による二酸化炭素の発生	12.8
5 多量の廃棄物の排出	11.1
6 悪臭	6.8
7 地下水の汚染	6.0
8 電波障害	6.0
9 雨水の地下浸透量の減少	5.1
10 土壌汚染	3.4
11 フロンガスの発生	3.4
12 日照障害	2.6
13 その他	6.0
14 無回答	38.5

新

旧

問6 環境保全に対する経済的なコスト（費用等）についてお尋ねします。下の1～5の中から該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

環境保全の必要性から法的なルールについては、何らかの負担をすることは考えているようではありますが、経済的な負担にはやや消極的な傾向が見られます。

(%)

環境保全に対する経済的なコスト（費用等）	
1 法律で定められている義務・基準を達成するためのコストは支払う	47.9
2 利益が減少しない範囲で、環境負荷低減のためのコストは支払う	17.9
3 法律で定められた以上の努力として、地域社会や地球環境保全のための共通目標を達成するためのコストは支払う	14.5
4 利益は減少しても、社会的義務として、企業努力で可能な範囲の環境負荷低減のためのコストは積極的に支払う	13.7
5 その他	2.6
6 無回答	3.4

問7 貴事業者の環境問題への取組についてお尋ねします。環境保全や環境に配慮する行動について、下表の1～3の設問項目ごとに該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

全般的には、節電やリサイクルなど、経費の削減に直結する取組については前向きな姿勢が見られますが、資源・エネルギーの循環、省資源・省エネルギーを目的としたソーラーシステムや、コジェネレーションシステム、雨水利用等、設備投資が必要なものについては、多くの事業者が「実施予定なし」あるいは「関係していない」と回答しています。

新

旧

(%)

環境保全や環境に配慮する行動				
設 問 項 目	実施中	計画中	実施予 定なし	関係して いない
1 節電等の省エネルギーへの取組	72.6	5.1	12.0	4.3
2 省エネルギー型OA機器等の積極的導入	27.4	19.7	35.9	9.4
3 ソーラーシステム等の自然エネルギーの導入	6.8	14.5	64.1	7.7
4 コージェネレーションシステム等の導入	1.7	9.4	60.7	16.2
5 節水の実施	64.1	3.4	17.1	8.5
6 ごみの分別・減量化	89.7	2.6	1.7	1.7
7 商品梱包の簡素化	41.9	8.5	9.4	33.3
8 エコマーク商品や再生紙の利用の促進	50.4	13.7	20.5	8.5
9 使用済原材料や副産物の有効利用	41.9	8.5	12.8	28.2
10 エコマーク製品・リサイクル製品の販売・製造	37.6	8.5	17.1	28.2
11 包装容器の回収	23.9	2.6	22.2	43.6
12 雨水の利用・水の二次利用	4.3	7.7	54.7	25.6
13 集塵・洗煙装置や施設の設置	20.5	4.3	23.6	42.7
14 排水浄化施設の設置	32.6	3.4	21.4	34.2
15 公害防止管理者を明確にする等の公害防止管理体制の整備	17.1	17.9	28.2	27.4
16 産業廃棄物処理の適正管理など、廃棄物管理のための組織整備	51.3	7.7	18.8	13.7
17 ダイオキシン等有害物質の発生への対策	19.7	5.1	14.5	53.0
18 騒音・振動への対策	33.3	4.3	19.7	33.3
19 フロン等の地球環境に影響のある物質の使用中止	25.6	5.1	10.7	41.0
20 低硫黄燃料等のクリーンなエネルギーの使用	14.5	6.8	22.2	48.7
21 アイドリングストップの実施	56.4	9.4	16.2	11.1
22 事業用車両への低公害車の導入	22.2	25.6	31.6	12.8
23 開発事業等における環境予測評価の実施	10.3	4.3	30.8	46.2
24 環境に関する研究・技術開発の実施	11.1	6.8	34.2	39.3
25 事業所内での環境に関する研修の実施	26.5	13.7	36.8	14.5
26 環境に関する情報の消費者への公開	15.4	5.1	37.6	32.5
27 敷地内および周辺の清掃、美化、緑化	74.4	6.8	9.4	3.4
28 周辺との風景・景観の調和への配慮	39.3	10.3	23.9	18.8
29 地域コミュニティとの積極的なかわり	39.3	12.0	32.5	10.3
30 環境保全のための運動への協力	29.9	17.9	37.6	7.7
31 環境イベントの開催や協力、参加	19.7	17.1	51.3	4.3
32 河川・水路等の浄化、清掃活動への協力・参加	21.4	16.2	41.9	7.7

新

旧

問8 貴事業者の野田市に対する要望についてお尋ねします。野田市にどのような取組を期待しますか。下の1～9の中から該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

環境保全のための助成・融資制度の確立や、都市基盤の整備及び環境に対する啓発等に期待している様子が見られます。

(%)

野田市に期待する対策	
1 上下水道等の都市基盤の整備	29.9
2 環境保全に関する情報提供	13.7
3 環境保全のための助成・融資制度の確立	13.7
4 市民に対するライフスタイル改善の提案など環境学習の推進	11.1
5 工業団地など産業基盤の整備	9.4
6 条例などの法規制の整備	6.0
7 環境に関する技術等の紹介	2.6
8 環境保全に関する事業者向けの講習会開催	1.7
9 その他	0.8
10 無回答	11.1

問9 環境に関する苦情や意見についてお尋ねします。貴事業所では、住民や他の事業所から環境に関する苦情や意見を受けたことがありますか。該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。

多くの事業者が、「苦情」や「意見」を受けたことがないと答えています。

(%)

環境に関する苦情や意見	
1 ない	66.7
2 ある	28.5
3 無回答	6.8

「2 ある」と答えた事業所は、以下の質問にお答えください。

①何についての苦情や意見を受けましたか。下の1～1.3の中から該当する答えを選び、その番号に○印を付けてください。(複数回答可)

「騒音・振動」が最も多く、次いで「水質汚濁」、「悪臭」などが上位を占めており、問5の「貴事業所の事業活動や建物、施設が与えている事項」と一致しており、苦情が寄せられたことで事業所が影響を認識するという傾向が見られます。また、「苦情」や「意見」に対しては、住民への適切な対応がなされている様子も見られます。

新

旧

(%)

環境に関する苦情や意見の具体的な環境項目（複数回答）	
1 騒音・振動	54.8
2 大気汚染	16.1
3 悪臭	9.7
4 電波障害	6.5
5 水質汚濁	3.2
6 事業所からの雨水の流れ込み	3.2
7 燃焼による二酸化炭素の発生	3.2
8 地下水の汚染	0.0
9 土壌汚染	0.0
10 日照障害	0.0
11 フロンガスの発生	0.0
12 多量の廃棄物の排出	0.0
13 その他	16.1

②それに対してどう対処しましたか。該当する答えを一つ選び、その番号に○印を付けてください。「1 適切な対策を講じ、実施した」を選んだ方は、その具体策についても記入してください。

(%)

環境に関する苦情や意見への対策	
1 適切な対策を講じ、実施した	74.2
2 特に対策は講じなかった	9.7
3 話し合いにより、解決した	16.1
4 無回答	0.0

問10 貴事業所の市民に対する要望についてお尋ねします。貴事業所で環境保全活動に取り組む際に、市民に協力してほしいことは何ですか。下の1～5の中から該当する答えを選び、その番号に○印を付けてください。

市民アンケートにおける問5の「企業に取り組んでほしい環境問題」においても上位に挙げられている、「省エネルギー・リサイクルへの取組」が第1位にランクされており、市民と事業者との認識は共通していることがうかがえます。

(%)

環境に関する苦情や意見への対策	
1 リサイクルへの取組（再利用容器の確実な回収など）	29.9
2 地域の環境活動に関する情報の提供	26.5
3 エコマーク商品や環境に配慮した商品の購入	19.7
4 開発行為時における住民説明会への参加と理解	3.4
5 その他	5.1
6 無回答	27.4

新

旧

### 環境基準等

#### ① 大気汚染

##### ア 大気の汚染に係る環境基準

###### 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/rd以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/rd以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。

- ※1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ※2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- ※3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをしないよう努めるものとする。
- ※4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。

##### イ 二酸化窒素に係る千葉県目標値

日平均値の年間98%値が0.04ppm

#### ② 水質汚濁

【「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)より抜粋】

##### ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	-	-

新

旧

イ 生活環境の保全に関する環境基準

⊕ 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l以下	25 mg/l以下	1.5 mg/l以上	50MPN/l 100m以下
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l以下	25 mg/l以下	1.5 mg/l以上	1,000MPN/l 100m以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l以下	25 mg/l以下	5 mg/l以上	5,000MPN/l 100m以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l以下	50 mg/l以下	5 mg/l以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l以下	100 mg/l以下	2 mg/l以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l以上	-

③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

⊕ 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成21年11月30日環境省告示）より抜粋

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

⊕ 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成21年11月30日環境省告示）より抜粋

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

新

旧

④ 土壌の汚染に係る環境基準

〔土壌の汚染に係る環境基準について〕（平成3年8月23日環境庁告示第46号）より抜粋

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ、農用地（田に限る）の土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）の土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下

騒音に係る環境基準

〔騒音に係る環境基準について〕（昭和46年5月25日閣議決定）より抜粋

ア 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 の 類型	時 間 区 分		該 当 地 域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	
A及 びB	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

AA類型については、本市はあてはめていない。

新

旧

AA類型については、本市はあてはめていない。

イ 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

⑥ 特定工場等の騒音規制基準（市条例）

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前8時から午後7時まで	朝夕 午前6時から8時まで及び午後7時から10時まで	夜間 午後10時から翌朝の午前6時まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び第1特別地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域（ただし第1特別地域を除く。） 第2特別地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域（ただし第1特別地域及び第2特別地域を除く。） 工業専用地域（ただし第2特別地域を除く。）	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

※1 第1特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

※2 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、かつ、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

新

旧

⑦ 特定工場等の振動規制基準（市条例）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8時から午後 7 時まで	夜間 午後 7時から翌日の 午前 8時まで
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

新

旧

⑧ 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1号規制基準 (ppm)	2号規制排出物の基準	3号規制排出水の規制	におい	おもな発生源
アンモニア	1	○	○	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	○	○	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01	○	○	腐ったキャベツのようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009	○	○	腐ったキャベツのようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	0.005	○	○	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	○	○	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
ステレン	0.4	○	○	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	0.03	○	○	刺激的な甘酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	○	○	汗ぐさいにおい	産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	○	○	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
イソ吉草酸	0.001	○	○	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○	刺激的な甘酸っぱい魚げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレアルデヒド	0.009	○	○	むせるような甘酸っぱい魚げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレアルデヒド	0.003	○	○	むせるような甘酸っぱい魚げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	○	○	刺激的な発酵したにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	○	○	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	○	○	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10	○	○	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	1	○	○	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

臭気強度（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいか判る弱いにおい（認知閾値濃度）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

新

旧

⑩ 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数	
	排出口	敷地境界	排出口	敷地境界
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	500程度	15程度	27程度	12程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000程度	20程度	30程度	13程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000程度	25程度	33程度	14程度

⑪ 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

新	旧	主な変更点等
<p style="text-align: center;">— 用語集 —</p> <p><b>あ</b></p> <p><b>アイドリングストップ</b>  自動車 の 駐 車 時 や 停 車 時 に 不 必 要 な エ ン ジ ン の 使 用 (ア イ ド リ ン グ) を や め、ガ ソ リ ン の 無 駄 遣 い を 減 ら す こ と を い い ま す。車 の 燃 料 が 節 約 で き、ま た、大 気 汚 染 や 騒 音、悪 臭 な ど の 防 止、地 球 温 暖 化 の 原 因 と な る 二 酸 化 炭 素 の 排 出 を 減 ら す こ と が で き ま す。</p> <p><b>亜硝酸性窒素</b>  窒 素 化 合 物 の う ち、亜 硝 酸 塩 と し て 含 ま れ る 窒 素 の こ と を い い ま す。水 中 で は 亜 硝 酸 イ オ ン と し て 存 在 し、地 下 水 汚 染 の 原 因 物 質 の 一 つ と さ れ て お り、硝 酸 性 窒 素 と 合 わ せ て 環 境 基 準 が 設 け ら れ て い ま す。</p> <p><b>エコアクション21（環境活動評価プログラム）</b>  中 小 企 業 な ど が 容 易 に 環 境 配 慮 の 取 組 を 進 め る こ と が で き る よ う、環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム や、環 境 パ フ ォ ー マ ン ス 評 価 及 び 環 境 報 告 を ひ と つ に 統 合 し た 環 境 配 慮 の ツ ー ル の こ と を い い ま す。平 成 8 年 (1996 年) に 環 境 庁 が 策 定。平 成 16 年 (2004 年) 4 月 に 環 境 問 題 に 関 す る グ リ ー ン 購 入 の 進 展 な ど、新 た な 動 向 を 踏 ま え て、そ の 内 容 を 全 面 的 に 改 定 し て い ま す。</p> <p><b>エコドライブ</b>  自 動 車 な ど を 運 転 す る 際 に、で き る だ け 環 境 に 配 慮 し た 運 転 を す る こ と を い い ま す。  経 済 速 度 (一 般 道 路 で は 40km/h、高 速 道 路 で は 80km/h) で 走 る、点 検 整 備 を し て タ イ ヤ の 空 気 圧 を 適 正 に す る、無 駄 な 荷 物 を 積 ま な い、空 ぶ か し を し な い な ど の 配 慮 が 求 め ら れ ま す。</p> <p><b>エコマーク</b>  様 々 な 商 品 (製 品 お よ び サ ー ビ ス) の 中 で、「生 産」か ら「廃 棄」に わ た る ラ イ フ サ イ ク ル 全 体 を 通 し て 環 境 へ の 負 荷 が 少 な く、環 境 保 全 に 役 立 つ と 認 め ら れ た 商 品 に つ け ら れ る 環 境 ラ ベ ル で す。こ の マ ー ク を 活 用 し て、消 費 者 の み な さ ん が 環 境 を 意 識 し た 商 品 選 択 を 行 っ た り、関 係 企 業 の 環 境 改 善 努 力 を 進 め て い く こ と に よ り、持 続 可 能 な 社 会 の 形 成 を は か っ て い く こ と を 目 的 と し て い ま す。</p> <p><b>エスディージーズ (SDGs)</b>  「Sustainable Development Goals (持 続 可 能 な 開 発 目 標)」の 略 称 で あ り、2015 年 9 月 に 国 連 で 開 け ら れ た サ ミ ッ ト の 中 で 世 界 の リ ー ダ ー に よ っ て 決 め ら れ た 国 際 社 会 共 通 の 目 標。  2030 年 ま で に 持 続 可 能 で よ り よ い 世 界 を 目 指 す 国 際 目 標 で す。17 の ゴ ー ル・169 の タ ー ゲ ッ ト か ら 構 成 さ れ、地 球 上 の「誰 一 人 取 り 残 さ な い (leave no one behind)」こ と を 誓 っ て い ま す。SDGs は 発 展 途 上 国 の み な ら ず、先 進 国 自 身 が 取 り 組 む ユ ニ バ ー サ ル (普 遍 的) な も の で あ り、日 本 と し て も 積 極 的 に 取 り 組 ん で い ま す。</p> <p><b>オゾン層</b>  地 球 を 取 り 巻 く 大 気 中 の オ ゼ ン の 大 部 分 は、地 上 か ら 約 20～25km 上 空 の 成 層 圏 に 存 在 し て い ま す。こ の 領 域 を オ ゼ ン 層 と 呼 び ま す。こ の 層 は 太 陽 か ら の 有 害 な 紫 外 線 を 吸 取 し、地 球 上 の</p>	<p style="text-align: center;">— 用語集 —</p> <p><b>あ</b></p> <p><b>アイドリングストップ</b>  自動車 の 駐 車 時 や 停 車 時 に 不 必 要 な エ ン ジ ン の 使 用 (ア イ ド リ ン グ) を や め、ガ ソ リ ン の 無 駄 遣 い を 減 ら す こ と を い い ま す。車 の 燃 料 が 節 約 で き、ま た、大 気 汚 染 や 騒 音、悪 臭 な ど の 防 止、地 球 温 暖 化 の 原 因 と な る 二 酸 化 炭 素 の 排 出 を 減 ら す こ と が で き ま す。</p> <p><b>亜硝酸性窒素</b>  窒 素 化 合 物 の う ち、亜 硝 酸 塩 と し て 含 ま れ る 窒 素 の こ と を い い ま す。水 中 で は 亜 硝 酸 イ オ ン と し て 存 在 し、地 下 水 汚 染 の 原 因 物 質 の 一 つ と さ れ て お り、硝 酸 性 窒 素 と 合 わ せ て 環 境 基 準 が 設 け ら れ て い ま す。</p> <p><b>エコアクション21（環境活動評価プログラム）</b>  中 小 企 業 な ど が 容 易 に 環 境 配 慮 の 取 組 を 進 め る こ と が で き る よ う、環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム や、環 境 パ フ ォ ー マ ン ス 評 価 及 び 環 境 報 告 を ひ と つ に 統 合 し た 環 境 配 慮 の ツ ー ル の こ と を い い ま す。平 成 8 年 (1996 年) に 環 境 庁 が 策 定。平 成 16 年 (2004 年) 4 月 に 環 境 問 題 に 関 す る グ リ ー ン 購 入 の 進 展 な ど、新 た な 動 向 を 踏 ま え て、そ の 内 容 を 全 面 的 に 改 定 し て い ま す。</p> <p><b>エコドライブ</b>  自 動 車 な ど を 運 転 す る 際 に、で き る だ け 環 境 に 配 慮 し た 運 転 を す る こ と を い い ま す。  経 済 速 度 (一 般 道 路 で は 40km/h、高 速 道 路 で は 80km/h) で 走 る、点 検 整 備 を し て タ イ ヤ の 空 気 圧 を 適 正 に す る、無 駄 な 荷 物 を 積 ま な い、空 ぶ か し を し な い な ど の 配 慮 が 求 め ら れ ま す。</p> <p><b>エコマーク</b>  様 々 な 商 品 (製 品 お よ び サ ー ビ ス) の 中 で、「生 産」か ら「廃 棄」に わ た る ラ イ フ サ イ ク ル 全 体 を 通 し て 環 境 へ の 負 荷 が 少 な く、環 境 保 全 に 役 立 つ と 認 め ら れ た 商 品 に つ け ら れ る 環 境 ラ ベ ル で す。こ の マ ー ク を 活 用 し て、消 費 者 の み な さ ん が 環 境 を 意 識 し た 商 品 選 択 を 行 っ た り、関 係 企 業 の 環 境 改 善 努 力 を 進 め て い く こ と に よ り、持 続 可 能 な 社 会 の 形 成 を は か っ て い く こ と を 目 的 と し て い ま す。</p> <p><b>オゾン層</b>  地 球 を 取 り 巻 く 大 気 中 の オ ゼ ン の 大 部 分 は、地 上 か ら 約 20～25km 上 空 の 成 層 圏 に 存 在 し て い ま す。こ の 領 域 を オ ゼ ン 層 と 呼 び ま す。こ の 層 は 太 陽 か ら の 有 害 な 紫 外 線 を 吸 取 し、地 球 上 の 生 物 を 守 る 働 き を し て い ま す。大 気 中 に 放 出 さ れ た フ ロ ン な ど の 物 質 は、成 層 圏 ま で 達 し、紫 外 線 の 作 用 に よ り 塩 素 を 放 出 し、こ れ が オ ゼ ン 層 を 破 壊 し ま す。こ の 影 響 で 有 害 紫 外 線 が 増 大 し、皮 膚 ガ ン の 増 加 や 白 内 障 な ど の 人 の 健 康 や 生 態 系 な ど へ の 影 響 が 懸 念 さ れ て い ま す。</p> <p><b>オイルトラップ</b>  汚 水 に 含 ま れ て い る 動 植 物 油 を 水 と の 比 重 の 差 を 利 用 し て 浮 上 分 離 さ せ て 回 収 し、動 植 物 油 が 排 水 中 に 混 入 し て 水 質 汚 濁 を 発 生 さ せ た り、下 水 管 を 詰 ま ら せ る の を 防 止 す る た め の 装 置 を い い ま す。</p>	<p>◇エコマークについては、定着しているため削除したし</p> <p>◇SDGsの追加</p>

新	旧	
<p>生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚ガンの増加や白内障などの人の健康や生態系などへの影響が懸念されています。</p> <p>☞</p> <p><b>オイルトラップ（グリストラップ）</b> ☞</p> <p>汚水に含まれている動植物油を水との比重の差を利用して浮上分離させて回収し、動植物油が排水中に混入して水質汚濁を発生させたり、下水管を詰まらせるのを防止するための装置をいいます。</p> <p>☞</p> <p><b>温室効果ガス</b> ☞</p> <p>大気中のガスが、地球表面から放出される赤外線を吸収・滞留し、気温が上昇する現象を温室効果といますが、この現象を引き起こすガスのことをいいます。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類を削減対象の温室効果ガスと定めています。</p> <p>☞</p> <p><b>か</b> ☞</p> <p><b>海洋性プラスチック（問題）</b> ☞</p> <p><u>関連項目として、マイクロプラスチック。</u></p> <p><u>海に流れ込んだプラスチックごみは、海流に乗り海洋を漂い、また海底に沈みこみ、またあるものは海岸に打ち寄せられます。さらに5mm以下の細かいプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックも世界の海に存在しています。この海洋プラスチックごみが、さまざまな深刻な問題を起こしています。海で海洋ごみに絡まったりこれを誤って摂取したりすることで、絶滅危惧種を含む700種もの生物が傷つけられたり死んでいます。</u></p> <p>☞</p> <p><b>外来種（生物）</b> ☞</p> <p>本来、その地域に分布していない生物が人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育する生物のことをいいます。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどがいます。これらの生物が新しい場所に適応繁殖することにより、在来生物への影響や漁業・遊漁への悪影響が懸念されています。</p> <p>☞</p> <p><b>グリーン・トラストバンク</b> ☞</p> <p><u>みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い。緑を保全すること。</u></p> <p>☞</p> <p><b>環境教育・環境学習</b> ☞</p> <p>自然の仕組みや環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のことをいいます。日本では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第2条第3項において、「『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。</p> <p>☞</p>	<p><b>温室効果ガス</b> ☞</p> <p>大気中のガスが、地球表面から放出される赤外線を吸収・滞留し、気温が上昇する現象を温室効果といますが、この現象を引き起こすガスのことをいいます。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類を削減対象の温室効果ガスと定めています。</p> <p>☞</p> <p><b>か</b> ☞</p> <p><b>外来種（生物）</b> ☞</p> <p>本来、その地域に分布していない生物が人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育する生物のことをいいます。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどがいます。これらの生物が新しい場所に適応繁殖することにより、在来生物への影響や漁業・遊漁への悪影響が懸念されています。</p> <p>☞</p> <p><b>環境教育・環境学習</b> ☞</p> <p>自然の仕組みや環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のことをいいます。日本では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第2条第3項において、「『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。</p> <p>☞</p> <p><b>環境基本計画</b> ☞</p> <p>国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、平成6年(1994年)12月に閣議決定され、その後、平成12年(2000年)12月には第2次の、平成18年(2006年)4月には第3次の見直しが行われています。</p> <p>地方公共団体の計画は、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定するものであり、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順などが示されています。</p> <p>☞</p> <p><b>環境基本条例</b> ☞</p> <p>地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念や、市民、事業者、市などの各主体の役割、環境施策の方針などを定めた条例のことをいいます。</p> <p>☞</p> <p><b>環境基本法</b> ☞</p> <p>平成5年(1993年)11月に制定、施行された、公害対策基本法に代わる、環境に関する分野について国の政策の基本的な考え方や方向性を示した法律のことをいいます。具体的には、環境の保全についての基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民などの各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。</p> <p>☞</p>	<p>◇海洋性プラスチックを追加</p> <p>◇グリーントラストバンクを追加 野田市総合計画に記載があるため追加の提案によ</p>

新	旧	
<p><b>環境基本計画</b>  国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、平成 6 年(1994 年)12 月に閣議決定され、その後、平成 12 年(2000 年)12 月には第 2 次の、平成 18 年(2006 年)4 月には第 3 次の見直しが行われています。  地方公共団体の計画は、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定するものであり、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順などが示されています。</p> <p><b>環境基本条例</b>  地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念や、市民、事業者、市などの各主体の役割、環境施策の方針などを定めた条例のことをいいます。</p> <p><b>環境基本法</b>  平成 5 年(1993 年)11 月に制定、施行された、公害対策基本法に代わる、環境に関する分野について国の政策の基本的な考え方や方向性を示した法律のことをいいます。具体的には、環境の保全についての基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民などの各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。</p> <p><b>環境基準</b>  環境基本法第 16 条に基づき国が定めた環境に関する基準のことをいいます。具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は、行政上、維持されるべき環境の状態の目標値であり、直接に工場などを規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。</p> <p><b>京都議定書</b>  気候変動枠組条約に基づき、平成 9 年(1997 年)12 月に京都市で開かれた気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)で議決した議定書のことをいいます。温室効果ガス排出量の法的拘束力のある数値目標の達成、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意されています。地球温暖化を防止するため、日本において、平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)の第一約束期間の間に、温室効果ガスの排出を平成 2 年(1990 年)レベルから 6%削減することが求められています。</p> <p><b>グリーンコンシューマー</b>  エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する、環境に配慮した行動をする消費者をいいます。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。</p> <p><b>光化学オキシダント(光化学スモッグ)</b>  大気中の窒素酸化物などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質のことで、光化学スモッグの原因となるものをいいます。粘膜への刺激、呼吸器障害といった健康への影響のほか、農作物などにも影響を与えるとされている物質です。風の弱い日にとくに発</p>	<p><b>環境基準</b>  環境基本法第 16 条に基づき国が定めた環境に関する基準のことをいいます。具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は、行政上、維持されるべき環境の状態の目標値であり、直接に工場などを規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。</p> <p><b>京都議定書</b>  気候変動枠組条約に基づき、平成 9 年(1997 年)12 月に京都市で開かれた気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)で議決した議定書のことをいいます。温室効果ガス排出量の法的拘束力のある数値目標の達成、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意されています。地球温暖化を防止するため、日本において、平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)の第一約束期間の間に、温室効果ガスの排出を平成 2 年(1990 年)レベルから 6%削減することが求められています。</p> <p><b>グリーンコンシューマー</b>  エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する、環境に配慮した行動をする消費者をいいます。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。</p> <p><b>グリーンマーク</b>  古紙を利用した紙製品につけられるマーク。公益財団法人古紙再生促進センターが昭和 56 年(1981)に制定。</p> <p><b>グリストラップ</b>  下水道に直接食用油や食物の脂肪が流出することを防ぐ阻集器の一種である。業務用の厨房では、設置が義務付けられている。</p> <p><b>光化学オキシダント</b>  大気中の窒素酸化物などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質のことで、光化学スモッグの原因となるものをいいます。粘膜への刺激、呼吸器障害といった健康への影響のほか、農作物などにも影響を与えるとされている物質です。風の弱い日にとくに発生しやすく、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりします。</p> <p><b>コジェネレーションシステム</b>  発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのことをいいます。ガスや石油を利用した家庭用のコジェネレーションシステムも実用化されています。</p> <p><b>こどもエコクラブ</b>  小・中学生なら誰でも参加できる環境を守る活動を自主的に行うクラブのことで、環境省が応援しています。</p>	<p>◇表現の追加</p>



新	旧	
<p><del>冬でも落葉しない光沢の強い深緑色の葉を持つ常緑の広葉樹が優占する森林をいいます。優占する樹種により、シイ林、カシ林などと呼ばれます。</del></p> <p><b>シックハウス（症候群）</b></p> <p><del>住宅の高気密化・高断熱化が進み、化学物質による空気汚染が起りやすくなっているほか、湿度が高いと細菌、カビ、ダニが繁殖しやすくなります。それだけではなく、一般的な石油ストーブやガスストーブからも一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物などの汚染物質が放出されます。たばこの煙にも有害な化学物質が含まれています。シックハウス症候群は、それらが原因で起こる症状です。</del></p> <p><del>人に与える影響は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。</del></p> <p><b>指定文化財</b></p> <p>国の文化財保護法や、県や市の文化財保護条例などにより規定された文化財のうち、学術的、歴史的に保存の必要のあるものを指定し保護と活用が図られているものをいいます。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群があります。</p> <p><b>新エネルギー</b></p> <p>現在、使用されている化石燃料や原子力などのエネルギーに対し、新たに研究開発や導入が図られている自然エネルギーや未利用エネルギーの総称をいいます。新エネルギーとしては、太陽・太陽熱・風力などの自然エネルギーのほか、バイオマス、温度差熱などを利用したエネルギーが該当します。</p> <p><b>生態系</b></p> <p>生物（植物、動物、微生物）の群集とこれらを取り巻く非生物的環境（土壌、水、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用するシステムのことをいいます。</p> <p><b>生物多様性</b></p> <p>数え切れないほどの生物種がそれぞれの環境に応じ、相互の関係を築きながら生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念をいいます。</p> <p><b>ゼロカーボンシティ（宣言）</b></p> <p><del>近年、地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界中で観測されており、将来的に地球温暖化を原因としたさまざまなリスクが懸念されています。</del></p> <p><del>2015年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されました。また、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、『気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃までに二酸化炭素（CO2）の実質排出量をゼロにする必要がある』と示されています。</del></p> <p><del>このような目標達成に向け、地方自治体、民間企業、NPOなどノン・ステート・アクターによる脱炭素社会に向けた取組が急速に広がっていることから、環境省は、全国自治体へ「2050年CO2排出量実質ゼロ」表明の呼びかけを行っています。</del></p>	<p><b>新エネルギー</b></p> <p>現在、使用されている化石燃料や原子力などのエネルギーに対し、新たに研究開発や導入が図られている自然エネルギーや未利用エネルギーの総称をいいます。新エネルギーとしては、太陽・太陽熱・風力などの自然エネルギーのほか、バイオマス、温度差熱などを利用したエネルギーが該当します。</p> <p><b>生態系</b></p> <p>生物（植物、動物、微生物）の群集とこれらを取り巻く非生物的環境（土壌、水、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用するシステムのことをいいます。</p> <p><b>生物多様性</b></p> <p>数え切れないほどの生物種がそれぞれの環境に応じ、相互の関係を築きながら生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念をいいます。</p> <p><b>ソーラーシステム</b></p> <p>太陽熱を利用して給湯や冷暖房などを行うシステムのことをいいます。</p> <p><b>た</b></p> <p><b>ダイオキシン類</b></p> <p>ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）などの化学物質の総称のことをいいます。塩素を含むプラスチック類の燃焼に伴って生成するため、ごみ焼却施設やごみの屋外焼却などにより発生します。</p> <p><b>代償植生</b></p> <p>人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林等）によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のことをいい、自然植生の対語として使われます。</p> <p>なお、日本の現存植生のほとんどは代償植生です。</p> <p><b>地球温暖化</b></p> <p>大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことをいいます。気温の上昇に伴う地球環境への影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが考えられています。</p> <p><b>地球サミット</b></p> <p>1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで約180か国が参加して開催された首脳レベルの国連環境開発会議。人類共通の課題である地球環境の保全と環境上健全な開発を意味する「持続可能な開発」の実現のための具体的な方策が話し合われました。</p>	<p>◇ゼロカーボンシティを追加</p>

新	旧	
<p><b>ソーラーシステム</b> 太陽熱を利用して給湯や冷暖房などを行うシステムのことをいいます。</p> <p><b>た</b></p> <p><b>ダイオキシン類</b> ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）などの化学物質の総称のことをいいます。塩素を含むプラスチック類の燃焼に伴って生成するため、ごみ焼却施設やごみの屋外焼却などにより発生します。</p> <p><b>代償植生</b> 人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林等）によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のことをいい、自然植生の対語として使われます。 なお、日本の現存植生のほとんどは代償植生です。</p> <p><b>ダウンウォッシュ</b> <u>煙の 대기拡散現象を表す用語。煙突から排出された煙は普通、その吐出速度と高温による浮力によって上昇し、気流や希釈により大気中に拡散していく。しかし排出されるガスの吐出速度が周囲の風速よりも小さく、また、排煙温度が低い場合には、煙はあまり上昇せず、煙突の背後の気流の変化によって生じる渦に巻き込まれて降下することがある。この現象をダウンウォッシュという。</u> <u>これに伴って、大気中に広く拡散されるはずの汚染物質が煙突周辺に、もしくは地表付近に留まり局地的に汚染物質濃度を高めるため、この現象を抑制する必要がある場合がある。改善策として煙突出口の形状の工夫、吐出速度を高めるなどの措置が有効とされる。</u></p> <p><b>地球温暖化</b> 大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことをいいます。気温の上昇に伴う地球環境への影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが考えられています。</p> <p><b>地球サミット</b> 1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで約180か国が参加して開催された首脳レベルの国連環境開発会議。人類共通の課題である地球環境の保全と環境上健全な開発を意味する「持続可能な開発」の実現のための具体的な方策が話し合われました。</p> <p><b>トリクロロエチレン</b> 揮発性有機塩素化合物の1種で無色透明な液体のことをいいます。主な用途としては、ドライクリーニング用洗剤、金属機械部品のなどの脱油洗浄、香料などの抽出、塗料の溶剤などがあります。人体への影響として、肝機能障害、腎機能障害、中枢神経障害が知られています。</p>	<p><b>トリクロロエチレン</b> 揮発性有機塩素化合物の1種で無色透明な液体のことをいいます。主な用途としては、ドライクリーニング用洗剤、金属機械部品のなどの脱油洗浄、香料などの抽出、塗料の溶剤などがあります。人体への影響として、肝機能障害、腎機能障害、中枢神経障害が知られています。</p> <p><b>な</b></p> <p><b>二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）</b> 硫黄と酸素の化合物の一つで、工場や火力発電所などで石炭や石油を燃やすときなどに発生する気体のことをいいます。刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能や眼の粘膜などに悪影響を与えます。亜硫酸ガスとも呼ばれ、刺激性が強く、せきや呼吸困難、気管支炎など、呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨の要因の一つであり、環境基準が定められています。硫酸化物をまとめてソックス（SO<sub>x</sub>）と呼ばれています。</p> <p><b>二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）</b> 燃焼等により生成する炭素と酸素の化合物の一つで、常温高圧では無色無臭の気体のことをいいます。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生するため、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。</p> <p><b>二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）</b> 窒素と酸素の化合物で、窒素分を含む重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められています。窒素酸化物（N<sub>2</sub>O、NO、NO<sub>2</sub>）をまとめてノックス（NO<sub>x</sub>）と呼ばれています。</p> <p><b>二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）</b> 窒素と酸素の化合物で、窒素分を含む重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められています。窒素酸化物（N<sub>2</sub>O、NO、NO<sub>2</sub>）をまとめてノックス（NO<sub>x</sub>）と呼ばれています。</p> <p><b>NPO（エヌピーオー）（Non Profit Organization）</b> 民間非営利組織。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体のことをいいます。</p> <p><b>は</b></p> <p><b>BOD（ビーオーディー）（Biochemical Oxygen Demand）</b> 生物化学的酸素要求量のことを指します。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことをいいます。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、その数値が高いほど水質汚濁が大きいことを示しています。</p> <p><b>ヒートアイランド</b> 都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。</p>	<p>◇ダウンウォッシュを追加</p> <p>◇ダウンウォッシュの追加</p>

新	旧	
<p><b>な</b></p> <p><b>二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)</b></p> <p>硫黄と酸素の化合物の一つで、工場や火力発電所などで石炭や石油を燃やすときなどに発生する気体のことをいいます。刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能や眼の粘膜などに悪影響を与えます。亜硫酸ガスとも呼ばれ、刺激性が強く、せきや呼吸困難、気管支炎など、呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨の要因の一つであり、環境基準が定められています。硫黄酸化物をまとめてソックス (SO<sub>x</sub>) と呼ばれています。</p> <p><b>二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)</b></p> <p>燃焼等により生成する炭素と酸素の化合物の一つで、常温高圧では無色無臭の気体のことをいいます。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生するため、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。</p> <p><b>二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)</b></p> <p>窒素と酸素の化合物で、窒素分を含む重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められています。窒素酸化物 (N<sub>2</sub>O、NO、NO<sub>2</sub>) をまとめてノックス (NO<sub>x</sub>) と呼ばれています。</p> <p><b>NPO (エヌピーオー) (Non Profit Organization)</b></p> <p>民間非営利組織。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体のことをいいます。</p> <p><b>は</b></p> <p><b>BOD (ビーオーディー) (Biochemical Oxygen Demand)</b></p> <p>生物化学的酸素要求量のことを指します。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことをいいます。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、その数値が高いほど水質汚濁が大きいことを示しています。</p> <p><b>ヒートアイランド</b></p> <p>都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。</p> <p><b>VOC (バイオージ) (Volatile Organic Compounds)</b></p> <p><u>揮発性有機化合物のことを言い。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質です。製品から見て直感的には、「有機溶剤」と考えておけば良いでしょう。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の一つとされています。</u></p>	<p><b>ま</b></p> <p><b>μg (マイクログラム)</b></p> <p>重量単位。100万分の1g。</p> <p><b>マイバッグ運動</b></p> <p>スーパーなどを利用するときに、レジ袋をもらわないで持参した袋 (マイバッグ) を使用する運動のことをいいます。</p> <p><b>マニフェスト制度</b></p> <p>産業廃棄物の廃棄処分の際して、廃棄物の名称・数量・性状・取扱い上の注意事項などをマニフェスト (産業廃棄物管理票) に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しながら、処理の流れを確認するシステムのことをいいます。産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の運搬や最終処理までを管理することが法律で義務づけられています。</p> <p><b>緑のカーテン</b></p> <p>植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度の上昇を抑える省エネルギー対策のことをいいます。</p> <p><b>や</b></p> <p><b>有害化学物質</b></p> <p>人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律などで指定され、取扱いを規制されている物質のことをいいます。</p> <p><b>有機塩素系化合物 (トリクロロエチレン等)</b></p> <p>有機塩素系化合物とは、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことです。主に金属・機械部品、電気回路基盤等の脱脂洗浄やドライクリーニング用の洗浄剤として使われています。</p> <p><b>容器リサイクル法</b></p> <p><b>(容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進などに関する法律)</b></p> <p>容器包装ごみのリサイクルを製造業者に義務付けた法律のことをいいます。消費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。</p>	<p>◇VOCの追加</p>

新

ま

**μg (マイクログラム)**  
重量単位。100 万分の 1g。

**マイバッグ運動**

~~スーパーなどを利用するときに、レジ袋をもらわないで持参した袋 (マイバッグ) を使用する運動のことをいいます。~~

**マニフェスト制度**

産業廃棄物の廃棄処分の際して、廃棄物の名称・数量・性状・取扱い上の注意事項などをマニフェスト (産業廃棄物管理票) に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しながら、処理の流れを確認するシステムのことをいいます。産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の運搬や最終処理までを管理することが法律で義務づけられています。

**緑のカーテン**

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度の上昇を抑える省エネルギー対策のことをいいます。

や

**有害化学物質**

人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律などで指定され、取扱いを規制されている物質のことをいいます。

**有機塩素系化合物 (トリクロロエチレン等)**

有機塩素系化合物とは、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことです。主に金属・機械部品、電気回路基盤等の脱脂洗浄やドライクリーニング用の洗浄剤として使われています。

**容器リサイクル法**

**(容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進などに関する法律)**

容器包装ごみのリサイクルを製造業者に義務付けた法律のことをいいます。消費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。

ら

**レッドデータブック**

絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことです。単にレッドデータブックという場合、環境省が作成したものを指します。千葉県では、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもと「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物を対象とした「千葉県レッドリスト」と「千葉県レッドデータブック」を作成しています。

旧

ら

**レッドデータブック**

絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことです。単にレッドデータブックという場合、環境省が作成したものを指します。千葉県では、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもと「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物を対象とした「千葉県レッドリスト」と「千葉県レッドデータブック」を作成しています。

**リターナブル**

返却ができるさま。空き瓶などが返却され再利用が可能であるさま。「リターナブルボトル」

◇レジ袋の有料化に伴い定着している。またエコバッグが一般的に定着では。

新

旧

野田市環境基本計画  
令和3年3月

発行 / 野田市

〒278-8550 千葉県野田市鶴峯7番地の1  
TEL 04-7125-1111 FAX 04-7124-6242  
<http://www.city.noda.chiba.jp/>

編集 / 野田市環境部環境保全課

野田市環境基本計画  
平成29年3月

発行 / 野田市

〒278-8550 千葉県野田市鶴峯7番地の1  
TEL 04-7125-1111 FAX 04-7124-6242  
<http://www.city.noda.chiba.jp/>

編集 / 野田市環境部環境保全課